

次期おおた障がい施策 推進プランの策定について

- 1 次期おおた障がい施策推進プランの策定について
- 2 基本指針の見直し(案)について
- 3 計画期間の見直しについて
- 4 計画策定スケジュールについて

1 次期おおた障がい施策推進プランの策定について

計画策定にあたり、

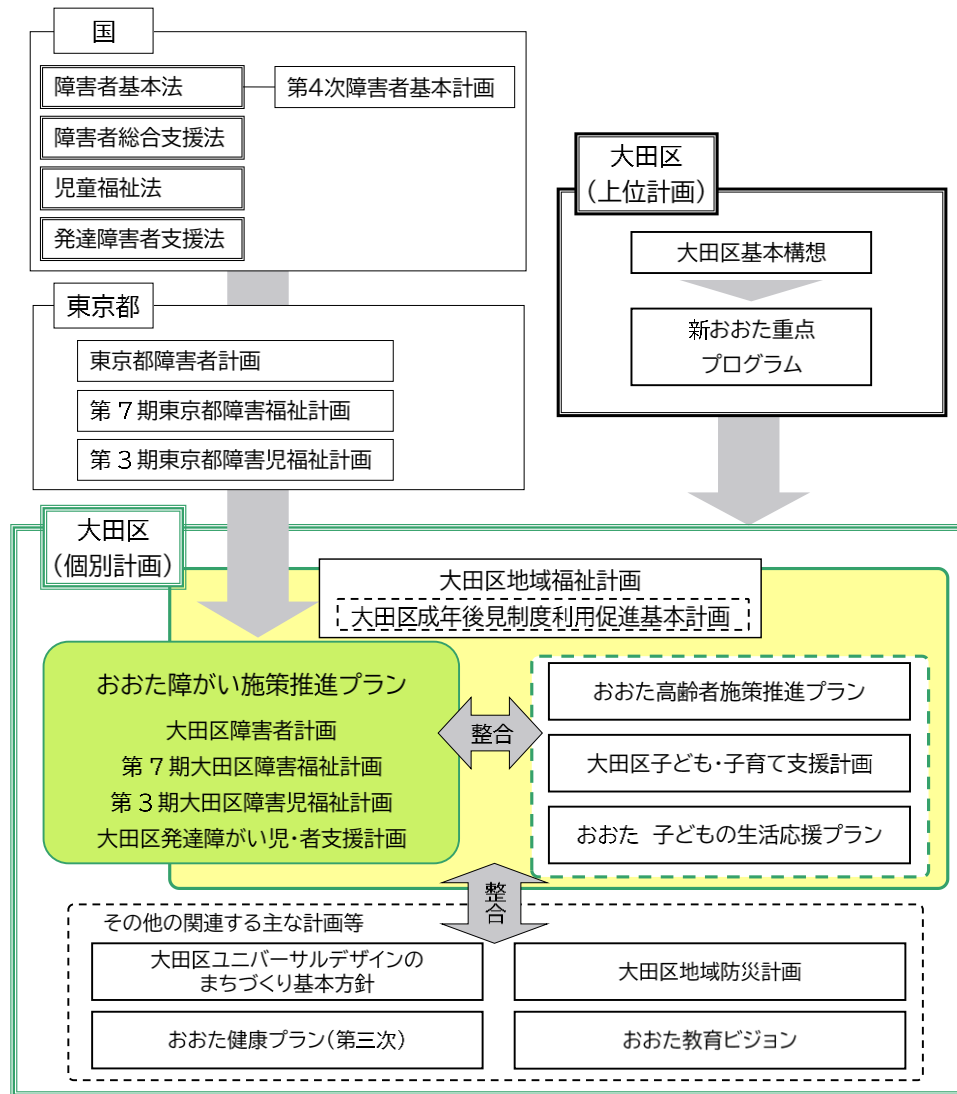
①大田区障がい者実態調査において把握した障害福祉分野に係るニーズ

②地域移行支援・家族支援・権利擁護・重層的支援体制等の課題を整理し、希望する将来設計の実現

③右図「他の計画等との関係概念図」のとおり、関連する各分野の計画等との整合を図るとともに、障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し、ここ数年で施行や改正がされた法律（例：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等）や社会保障審議会の動きとの整合性

を注視しながら次期計画策定にあたる。

他の計画等との関係概念図



2 基本指針の見直し(案)について

○次期計画（第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画）の指針策定の見直しのポイントが12項目挙げられている。

※社会保障審議会障害者部会第133回（R4.10.17） 資料1より

○次期計画策定あたっての視点として12項目を整理し、現行プランとの整合性を図り次期計画策定を行う。

地域移行支援

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等

相談体制の整備

- 地域における相談支援体制の充実強化
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組

障害者（児）・家族への支援

- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害福祉サービスの質の確保
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

事業所への支援

- 障害福祉人材の確保・定着

権利擁護

- 障害者等に対する虐待の防止
- 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

3 計画期間の見直しについて

障害福祉計画、障害児福祉計画については、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、基本指針という。）において3年を一期として定められていたが、地方分権改革に関する提案募集において、自治体より計画期間の延長について提案が挙げられた。延長を希望する理由として、見直しサイクルが非常に短く、計画の策定に係る負担が大きい、また、検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われている等との意見があがった。

計画期間の延長について、具体的な年数は現段階では示されていないが、第132回（R4. 6. 13）社会保障審議会障害者部会 資料1より、国の指針を改定した時点において、地方自治体が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画期間途中であっても見直しを行うことを基本指針において明確化してはどうかとの論点が明記されている。

次期計画策定スケジュール案(5年サイクル)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害福祉サービス等報酬改定		改定作業			改定作業			改定作業
障害（児）福祉計画	基本指針検討	計画作成	反映					
おおた障がい施策推進プラン		計画策定			必要に応じて途中見直し		計画策定	

4 計画策定スケジュールについて

	日程	内容（予定）
令和5年	6月上旬	第1回大田区障がい者施策推進会議 ・ 現行プランの進捗状況について ・ 実態調査結果について ・ 計画策定について
	9月上旬	第2回大田区障がい者施策推進会議 ・ 計画骨子について
	11月上旬	第3回大田区障がい者施策推進会議 ・ 計画素案について
	12月下旬	区民説明会（2回実施予定）
	12月下旬～1月上旬	大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）
令和6年	2月中旬	第4回大田区障がい者施策推進会議 ・ 計画案について ・ 区民説明会及びパブリックコメントの実施報告
	3月	計画区長決定
	4月	計画公表